

岩手県告示第121号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成31年岩手県告示第126号）で公示した公共測量を終了した旨岩手県知事から次のとおり通知があった。

令和元年7月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 宮古市
- 2 実施した期間 平成31年2月6日から令和元年5月22日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（数地図化）